

政令第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第二十三条、第三十二条第一項及び第三十九条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第三十六条）

第二章 経過措置（第三十七条―第四十四条）

附則

第一章 関係政令の整備等

(障害者自立支援法施行令の一部改正)

第一条 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「高額障害福祉サービス費、」を削り、「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条―第二十一条の五」を「第二十条―第二十一条の三」に、「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者(第二十二條―第二十六條の三)」を「及び指定障害者支援施設等(第二十二條―第二十六條の二)」に、

「第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給(第二十七條―第四十三

第四節 補装具費の支給(第四十三條の二・第四十三條の三)

「第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給(第二十六條の三―第二十

条) 第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(第二十六條の九―第二十六

條) 第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給(第二十七條―

第五節 補装具費の支給(第四十三條の二・第四十三條の三)

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給(第四十三條の四―第四十三條の六)

談支援給付費の支給

六条の八)

条の十六)

第四十三条)

に、「第四十三条の四」を「第四十三条の七」に改める。

」

第一条中「第五条第十九項」を「第五条第二十三項」に改める。

第二章第二節の節名中「、高額障害福祉サービス費」を削る。

第十一条の表第二十二条第五項の項を次のように改める。

第二十二條第四項	第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者	支給決定障害者等
第二十二條第五項	障害者又は障害児の保護者	支給決定障害者等
第二十二條第六項	第一項	第二十二條第一項

第二十二條第八項

交付し

返還し

第十四条中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に改める。

第十六条中「第二十二條第五項」を「第二十二條第八項」に改める。

第十七条第一項中「第二十九條第四項」を「第二十九條第三項第二号」に、「に与える影響」を「の負担能力」に、「第二十条第三項及び第四項」を「第四十三條の五第五項」に改め、同項第二号中「及び次号」の下に「並びに第十九條第二号ロ及びハ」を加え、同項第四号中「第二十九條第一項及び第四十三條の二第二項並びに附則第十二條及び第十三條第二項を除き、以下」を「以下この号、第十九條第二号ニ、第三十五條第一項第三号、第四十二條の四第一項第二号及び第四十三條の三第二号において」に改め、同条第二項を削る。

第十八条中「基準該当障害福祉サービス」の下に「（次条第二号において「基準該当障害福祉サービス」という。）」を加える。

第二章第二節第四款の款名中「高額障害福祉サービス費、」を削る。

第十九条を削る。

第二章第二節第三款中第十八条の次に次の一条を加える。

(法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額)

第十九条 法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定障害福祉サービス等を受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 第十七条第一号に掲げる支給決定障害者等 三万七千二百円

ロ 第十七条第二号に掲げる支給決定障害者等 九千三百円

ハ 第十七条第三号に掲げる支給決定障害者等 四千六百円

ニ 第十七条第四号に掲げる支給決定障害者等 零

二 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等 次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 三万七千二百円

ロ 支給決定障害者等であつて、次に掲げる者に該当するもの（二に掲げる者を除く。） 九千三百

円

- (1) 基準該当施設（法第三十条第一項第二号ロに規定する基準該当施設をいう。以下この号及び第四十二条の四第一項第二号において同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの
- (2) 基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合

にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

ハ 支給決定障害者等のうち、基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（ロ及びニに掲げる者を除く。） 四千六百元

ニ 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。）が基準該当障害福祉サービスのあつた月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された

者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。

）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同

一の世帯に属する者が基準該当障害福祉サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者で

ある者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

第二十条及び第二十一条を削り、第二十一条の二を第二十条とする。

第二十一条の三第三項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第五項」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十一条の四の表第二十九条第五項の項中「第二十九条第五項」を「第二十九条第四項」に改め、同表第二十九条第六項の項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第五項」に改め、同表第二十九条第七項の項中「第二十九条第七項」を「第二十九条第六項」に、「第三項の厚生労働大臣」を「第三項第一号の厚生労働大臣」に、「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同表第二十九条第八項の項中「第二十九条第八項」を「第二十九条第七項」に改め、同条を第二十一条の二とする。

第二十一条の五中「第二十一条の三」を「第二十一条」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第五項」に改め、同条を第二十一条の三とする。

第二章第二節第五款の款名中「指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に改める。

第二十二条第一項中「指定障害者支援施設」を「又は指定障害者支援施設」に改め、「又は指定相談支援事業者（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）」及び「第四十条（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

第二十四条の表第三十六条第三項第九号の項中「第三十六条第三項第九号」を「第三十六条第三項第十一号」に改める。

第二十四条の二の表第三十六条第三項の項読み替えられる字句の欄中「第十号」を「次の各号」に、「第二号から第十一号まで」を「第七号を除く。」に改め、同項読み替える字句の欄中「第十号」を「第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」に改め、同表第三十六条第三項第六号の項及び第三十六

条第三項第十号の項を次のように改める。

第三十六条第三項第十号			第三十六条第三項第八号及び第九号			第三十六条第三項第六号			
当該事業の廃止	当該届出に係る	第四十六条第二項	当該届出	当該事業の廃止	第四十六条第二項	者	当該指定障害福祉サービス事業者	指定障害福祉サービス事業者の	サービス事業所
当該指定の辞退又は事業の廃止	当該辞退若しくは届出に係る	退 第四十七条の規定による指定の辞退	当該辞退又は届出	当該指定の辞退又は事業の廃止	退 第四十七条の規定による指定の辞退		当該指定障害者支援施設の設置者	指定障害者支援施設の	障害者支援施設

当該届出の

当該辞退又は届出の

第二十四条の四の表第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項の項読み替えられる字句の欄中「第十号」を「次の各号」に、「第二号から第十一号まで」を「第七号を除く。」に改め、同項読み替える字句の欄中「第十号」を「第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」に改め、同表第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号の項から第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号の項までを次のように改める。

第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号	サービス事業所	障害者支援施設
	指定障害福祉サービス事業者の	指定障害者支援施設の
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号	者	当該指定障害者支援施設の設置者
	第四十六条第二項	第四十七条の規定による指定の辞退
当該事業の廃止	当該指定の辞退又は事業の廃止	

第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号	当該届出	第四十六条第二項	当該届出に係る	当該届出に係る	当該辞退又は届出
	当該届出の 当該事業の廃止	当該辞退又は届出の	当該辞退若しくは届出に係る	当該指定の辞退又は事業の廃止	当該辞退又は届出
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号	指定の申請	指定の変更の申請			

第二十四条の五及び第二十四条の六を削る。

第二十五条の見出し中「、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設

」に改め、同条第一項の表第三十六条第三項第九号の項中「第三十六条第三項第九号」を「第三十六条第三項第十一号」に改め、同条第二項の表第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項の項読み替

えられる字句の欄中「第十号」を「次の各号」に、「第二号から第十一号まで」を「第七号を除く。」に改め、同項読み替える字句の欄中「第十号」を「第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」に改め、同表第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号の項から第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号の項までを次のように改める。

第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号	第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号			者	サービス事業所	指定障害福祉サービス事業者の	当該指定障害福祉サービス事業者
	第四十六条第二項				障害者支援施設	指定障害者支援施設の	当該指定障害者支援施設の設置者
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号	当該事業の廃止	当該届出	第四十六条第二項	退	障害者支援施設	指定障害者支援施設の	当該指定障害者支援施設の設置者
			第四十七條の規定による指定の辞退				当該指定の辞退又は事業の廃止
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号	当該事業の廃止	当該届出	第四十六條第二項	退	障害者支援施設	指定障害者支援施設の	当該指定障害者支援施設の設置者
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第八号及び第九号	当該事業の廃止	当該届出	第四十七條の規定による指定の辞退	当該指定の辞退又は事業の廃止	当該辞退又は届出	当該指定障害者支援施設の設置者	当該指定障害者支援施設の設置者

用する第三十六条第三項第十号	当該届出に係る	退
	当該事業の廃止	
第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号	当該届出の	当該辞退又は届出の
	指定の申請	指定の更新の申請

第二十五条第三項を削る。

第二十五条の二の表第四十八条第一項の項を次のように改める。

第四十八条第一項	指定障害福祉サービス事業者であつた者等	指定障害者支援施設等の設置者であつた者等
	指定障害福祉サービスの事業	指定障害者支援施設等の運営

第二十五条の三を削る。

第二十六条第一項中「指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者」を「又は指定障害者支援施設」に改め、「及び第四項」を削る。

第二十六条の二の表第五十条第一項第一号の項中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に、「第三十六条第三項第五号又は第十号」を「第三十六条第三項第四号、第五号、第十二号又は第十三号」に改め、同表第五十条第一項第八号から第十一号までの項中「第五十条第一項第八号から第十一号まで」を「第五十条第一項第八号から第十二号まで」に改める。

第二十六条の三を削る。

第三章中第四十三条の四を第四十三条の七とする。

第四十三条の三中「第七十六条第二項ただし書」を「第七十六条第二項」に、「に与える影響」を「の負担能力」に改め、「この条」の下に「及び第四十三条の五第一項第二号」を加える。

第二章第四節を同章第五節とし、同章に次の一節を加える。

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

（高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等）

第四十三条の四 法第七十六条の二第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第五十一条に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）（次条第一項第三号において「居宅サービス等」と総称する。）とする。

2 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高

額介護予防サービス費（次条第一項第三号において「介護サービス費等」と総称する。）とする。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。第三号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等（補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者

である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に
限る。)が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する基準額の合計
額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控
除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を
受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サー
ビス費及び高額介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第五十条又は第六
十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分
の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サー
ビス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者（同項に規定する
通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその
配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同法第六条の二第一

項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第二項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者（同項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する入所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援に係る同法第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された同法第一項に規定する障害児入所給付費の合計額を控除して得た額

2 支給決定障害者等が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第三号に掲げる額は零とする。

3 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該通所

給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。

）及び第一項第五号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が入所給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、特定保護者負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該支給決定障害者等に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合

にあつては、その額に障害児保護者按分率（通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号、同項第四号及び同項第五号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。）

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に支給決定障害者等按分率^{あん}を乗じて得た額

4 前項の「特定保護者負担上限月額」とは、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該支給決定障害者等が次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか高い額とする。

一 通所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相当する額

二 入所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該入所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額に相当する額

5 第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属す

る支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。）に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

6 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
（高額障害福祉サービス等給付費算定基準額）

第四十三条の六 前条第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第十七条第一号から第三号までに掲げる者 三万七千二百円
- 二 第十七条第四号に掲げる者 零

第二十九条第二項中「第三十五条第一項第二号から第四号まで」を「第三十五条第二号から第四号まで」に、「同項第三号及び第四号」を「同条第三号及び第四号」に改める。

第三十五条第一項中「第五十八条第三項第一号ただし書」を「第五十八条第三項第一号」に、「に与える影響」を「の負担能力」に改め、同条第二項を削る。

第三十七条の表第三十六条第三項各号列記以外の部分の項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号」を「次の各号」に、「第二号から第十一号まで」を「第七号を除く。」に、「第四号から第十一号まで」を「第四号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」に改め、同表第三十六条第三項第六号の項から第三十六条第三項第九号の項までを次のように改める。

第三十六条第三項第六号	
<p>第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項</p> <p>サービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人</p> <p>指定障害福祉サービス事業者の</p>	<p>第六十八条第一項</p> <p>医療機関の管理者</p> <p>指定自立支援医療機関（第五十四条第二項に規定する指定自立支援</p>

第三十六条第三項第九号				第三十六条第三項第八号	
第四十八条第一項（同条第三項	当該届出	当該事業の廃止	出 項の規定による事業の廃止の届 出 条の二十五第二項若しくは第四 項の規定による事業の廃止の届 出	第五十条第一項又は第五十一条 の二十九第一項若しくは第二項 第四十六条第二項又は第五十一 条の二十五第二項若しくは第四 項の規定による事業の廃止の届 出	者 当該指定障害福祉サービス事業 者
第六十六条第一項	当該申出	当該指定の辞退	の規定による指定の辞退の申出	第六十八条第一項	者 当該指定自立支援医療機関の開設 者 医療機関をいう。以下この号にお いて同じ。）の

	<p>において準用する場合を含む。)又は第五十一条の二十七第一 項若しくは第二項 第五十条第一項又は第五十一条 の二十九第一項若しくは第二項 第四十六条第二項又は第五十一 条の二十五第二項若しくは第四 項の規定による事業の廃止の届 出 当該事業の廃止 当該届出</p>			
<p>第三十六条第三項第十号</p>	<p>第六十八条第一項</p>	<p>障害者自立支援法施行令第四十条 の規定による指定の辞退の申出</p>	<p>当該指定の辞退</p>	<p>当該申出</p>
<p>第四十六条第二項又は第五十一 条の二十五第二項若しくは第四</p>	<p>障害者自立支援法施行令第四十条 の規定による指定の辞退の申出</p>	<p>出 項の規定による事業の廃止の届 出 第四十六条第二項又は第五十一 条の二十五第二項若しくは第四 項の規定による事業の廃止の届 出 当該事業の廃止 当該届出</p>		

第三十六条第三項第十一号	項の規定による事業の廃止の届出		
	当該届出	当該届出	
	当該事業の廃止	当該指定の辞退	
	障害福祉サービス	自立支援医療	

第四十二条の二の表第五十八条第三項第一号の項を次のように改める。

第五十八条第三項第一号	指定自立支援医療	指定療養介護医療
	支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態	支給決定障害者（第七十条第一項に規定する介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）の家計の負担能力

第四十二条の三の表第五十八条第三項第一号の項を次のように改める。

第五十八条第三項第一号	指定自立支援医療	基準該当療養介護医療
	支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態	支給決定障害者（第七十一条第一項に規定する特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）の家計の負担能力

第四十二条の四第一項中「第五十八条第三項第一号ただし書」を「第五十八条第三項第一号」に、「に与える影響」を「の負担能力」に改め、同項第二号中「（第三項において「指定療養介護医療」という。

）」及び「（同号口に規定する基準該当施設をいう。）」を削り、「基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。第三項において同じ。）」を「法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療」に改め、同条第二項第一号中「第二十九条第三項の規定により算定され

た介護給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費の額の合計額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た額）を乗じて得た額」を「第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項第一号及び第二号に定める額を合計した額」に改め、同条第三項を削る。

第二章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給

（地域相談支援給付費決定に関する読替え）

第二十六条の三 法第五十一条の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	障害者又は障害児の保護者	障害者
第十九条第四項及び第五項	障害者等	障害者

(地域相談支援給付決定の申請に関する読替え)

第二十六条の四 法第五十一条の六第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	第二十条第二項	前項	第五十一条の六第一項
	次条第一項及び第二十二條第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定	給付要否決定	
法の規定中読み替える規定	第二十条第六項	障害者等又は障害児の保護者	障害者
	障害者等又は障害児の保護者	障害者	

(地域相談支援給付決定の変更の決定に関する読替え)

第二十六条の五 法第五十一条の九第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
--------------	-----------	---------

第十九条第二項	障害者又は障害児の保護者	障害者
第十九条第四項及び第五項	障害者等	障害者
第二十条第二項	前項の申請があつたときは、次条第一項及び第二十二條第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため	第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更の決定のために必要があると認めるときは
第二十条第六項	当該申請 障害者等又は障害児の保護者	当該決定 障害者
第五十一条の七第四項	障害者等又は障害児の保護者	障害者
第五十一条の七第五項	前条第一項の申請に係る障害者	地域相談支援給付決定障害者
第五十一条の七第六項	障害者	地域相談支援給付決定障害者
第五十一条の七第六項	第一項	第五十一条の七第一項

第五十一条の七第八項

交付し

返還し

(地域相談支援給付決定を取り消す場合)

第二十六条の六 法第五十一条の十第一項第四号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者（法第五条第二十二項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第二十六条の人において同じ。）が法第五十一条の六第一項又は第五十一条の九第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

(申請内容の変更の届出)

第二十六条の七 地域相談支援給付決定障害者は、地域相談支援給付決定の有効期間（法第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該地域相談支援給付決定障害者の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援給付決定（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。第四十五条の三において同じ。）を行った市町村に当該事項を届け出なければならない。

(地域相談支援受給者証の再交付)

第二十六条の八 市町村は、地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。

第二款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

(指定一般相談支援事業者の指定に関する読替え)

第二十六条の九 法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条第三項	<p>第一項の申請</p> <p>次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）</p>	<p>第五十一条の十九第一項の申請</p> <p>第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号</p>

第三十六条第三項第二号	サービス事業所		一般相談支援事業所（第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）
第三十六条第三項第三号	第四十三条第一項の都道府県の条例	第五十一条の二十三第一項の厚生労働省令	
第三十六条第三項第六号	<p>第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準</p> <p>障害福祉サービス事業</p> <p>サービス事業所</p> <p>指定障害福祉サービス事業者の</p>	<p>第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準</p> <p>一般相談支援事業</p> <p>一般相談支援事業所</p> <p>指定一般相談支援事業者（第五十</p>	

	<p>当該指定障害福祉サービス事業者</p>	<p>一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の</p>
<p>第三十六条第三項第七号</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者</p>	<p>指定一般相談支援事業者</p>
<p>第三十六条第三項第十一号</p>	<p>障害福祉サービス</p>	<p>相談支援</p>
<p>第三十六条第三項第十二号</p>	<p>第四号から第六号まで又は第八号から前号まで</p>	<p>第五号、第六号、第八号、第九号又は前号</p>

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律)

第二十六条の十 法第五十一条の十九第二項 (法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む

。) 及び第五十一条の二十第二項 (法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。) において準用する法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 児童福祉法

二 身体障害者福祉法

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

四 社会福祉法

五 老人福祉法

六 社会福祉士及び介護福祉士法

七 介護保険法

八 精神保健福祉士法

（指定一般相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人）

第二十六条の十一 法第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、一般相談支援事業所（法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。第二十六条の十六第一項において同じ。）を管理する者とする。

(指定特定相談支援事業者の指定に関する読替え)

第二十六条の十二 法第五十一条の二十第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十六条第三項	法の規定中読み替える規定		読み替えられる字句
	都道府県知事は	市町村長は	読み替える字句
第三十六条第三項第二号	第一項の申請	第五十一条の二十第一項の申請	
	次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号	
第三十六条第三項第二号	サービス事業所	特定相談支援事業所（第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）	
	第四十三条第一項の都道府県の	第五十一条の二十四第一項の厚生	

		第三十六条第三項第三号			
		第三十六条第三項第六号			
者	当該指定障害福祉サービス事業者	指定障害福祉サービス事業者の	サービス事業所	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業 する基準
	当該指定特定相談支援事業者	指定特定相談支援事業者（第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この項において同じ。）の	特定相談支援事業所	特定相談支援事業	特定相談支援事業
					条例
					労働省令
					第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準
					第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準

第三十六条第三項第七号	指定障害福祉サービス事業者	指定特定相談支援事業者
第三十六条第三項第九号	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長
第三十六条第三項第十一号	障害福祉サービス	相談支援
第三十六条第三項第十二号	第四号から第六号まで又は第八号から前号まで	第五号、第六号、第八号、第九号又は前号

（指定特定相談支援事業者に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人）

第二十六条の十三 法第五十一条の二十二第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所（法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。第二十六条の十六第二項において同じ。）を管理する者とする。

（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に関する読替え）

第二十六条の十四 指定一般相談支援事業者（法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技

術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>法の規定中読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四十一条第二項</p>	<p>前項</p>	<p>第五十一条の二十一第一項</p>
<p>第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項</p>	<p>第一項の申請</p>	<p>第五十一条の二十一第一項の指定の更新の申請</p>
<p>第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第二号</p>	<p>次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）</p>	<p>第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号</p>
<p>第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第二号</p>	<p>サービス事業所</p>	<p>一般相談支援事業所（第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）</p>
<p>第四十三条第一項の都道府県の</p>	<p>第四十三条第一項の都道府県の</p>	<p>第五十一条の二十三第一項の厚生</p>

	<p>第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第三号</p>	<p>条例</p> <p>第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準</p> <p>障害福祉サービス事業</p>	<p>第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第六号</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者のサービス事業所</p> <p>サービス事業所</p>	<p>労働省令</p> <p>第五十一条の二十三第二項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準</p> <p>一般相談支援事業</p>
<p>者</p>	<p>当該指定障害福祉サービス事業者</p>	<p>当該指定一般相談支援事業者</p>	<p>この項において同じ。の</p> <p>一般相談支援事業者をいう。以下</p> <p>指定一般相談支援事業者（第五十一条の十四第一項に規定する指定</p>	<p>指定一般相談支援事業者（第五十一条の十四第一項に規定する指定</p>	

<p>第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第七号</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者</p>	<p>指定一般相談支援事業者</p>
<p>第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第十一号</p>	<p>指定の申請 障害福祉サービス</p>	<p>指定の更新の申請 相談支援</p>
<p>第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第十二号</p>	<p>第四号から第六号まで又は第八号から前号まで</p>	<p>第五号、第六号、第八号、第九号又は前号</p>

2 指定特定相談支援事業者（法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。次条において同じ。）の指定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>法の規定中読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
---------------------	------------------	----------------

<p>第四十一条第二項</p>	<p>前項</p>	<p>第五十一条の二十一第一項</p>
<p>第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項</p>	<p>都道府県知事は 第一項の申請 次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）</p>	<p>市町村長は 第五十一条の二十一第一項の更新の申請 第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号又は第十二号</p>
<p>第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第二号</p>	<p>サービス事業所</p>	<p>特定相談支援事業所（第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下この項において同じ。）</p>
<p>第四十三条第一項の都道府県の条例</p>	<p>労働省令</p>	<p>第五十一条の二十四第一項の厚生</p>

<p>第五十一条の二十第二項にお</p>	<p>第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第六号</p>		<p>第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第三号</p>	
<p>指定障害福祉サービス事業者</p>	<p>者 当該指定障害福祉サービス事業者</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者の</p>	<p>サービス事業所</p>	<p>障害福祉サービス事業 する基準 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準</p>
<p>指定特定相談支援事業者</p>	<p>当該指定特定相談支援事業者</p>	<p>。以下この項において同じ。）の 指定特定相談支援事業者をいう 一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（第五十</p>	<p>特定相談支援事業所</p>	<p>特定相談支援事業 第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準</p>

<p>いて準用する第三十六条第三 項第七号</p>		
<p>第五十一条の二十第二項にお いて準用する第三十六条第三 項第九号</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事又は市町村長</p>
<p>第五十一条の二十第二項にお いて準用する第三十六条第三 項第十一号</p>	<p>指定の申請 障害福祉サービス</p>	<p>指定の更新の申請 相談支援</p>
<p>第五十一条の二十第二項にお いて準用する第三十六条第三 項第十二号</p>	<p>第四号から第六号まで又は第八 号から前号まで</p>	<p>第五号、第六号、第八号、第九号 又は前号</p>

(法第五十一条の二十九第一項第九号及び第二項第九号の政令で定める法律)

第二十六条の十五 指定一般相談支援事業者に係る法第五十一条の二十九第一項第九号の政令で定める法

律及び指定特定相談支援事業者に係る同条第二項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法
- 二 身体障害者福祉法
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 四 社会福祉法
- 五 知的障害者福祉法
- 六 老人福祉法
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法
- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉士法
- 十 発達障害者支援法

（法第五十一条の二十九第一項第十一号及び第二項第十一号の政令で定める使用人）

第二十六条の十六 法第五十一条の二十九第一項第十一号の政令で定める使用人は、一般相談支援事業所

を管理する者とする。

2 法第五十一条の二十九第二項第十一号の政令で定める使用人は、特定相談支援事業所を管理する者とする。

第四十四条第三項中「障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）」を「費用」に改め、同項各号を次のように改める。

一 障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の支給に要する費用 次のイ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

イ 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。）の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害程度区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（そ

の費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額の費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額の介護給付費等（イに掲げるものを除く。）、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用 当該介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

二 相談支援給付費等（法第九十二条第二号に規定する相談支援給付費等をいう。）の支給に要する費用 当該相談支援給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

三 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用 当該高額障害福祉サービス等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

第四十五条の三中「含む。」の額」の下に「及び市町村が行う地域相談支援給付費決定に係る事務の額の合計額」を加える。

第四十六条中「介護給付費等」の下に「又は地域相談支援給付費等（法第五十一条の五第一項に規定す

る地域相談支援給付費等をいう。」を加える。

附則第六条の三及び第六条の四を削り、附則第六条の五を附則第六条の三とし、附則第六条の六を附則第六条の四とする。

附則第十二条から第十三条の二までの規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 雑則（第四十五条―第四十七条）」を

「第六章 審査請求（第四十四条の三―第四十条）
第七章 雑則（第四十五条―第四十七条）」

四条の八

に改める。

第一条中「第六条の二第二項」を「第六条の三第一項」に改める。

第一条の二中「第六条の二第二項」を「第六条の三第二項」に改める。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号及び第三号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額

とする。第二十五条の二第二号ロ及び第二十七条の二第二号において同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（次号に掲げる者を除く。） 四千六百元

三 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ハ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保

護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条 法第二十一条の五の四第一項第三号に規定する政令で定めるときは、通所給付決定保護者が、法第二十一条の五の六第一項の申請をした日から当該通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。第二十五条の五第一項において同じ。）の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援（次条第二号において「基準該当通所支援」という。）を受けたときとする。

第二十五条の次に次の十三条を加える。

第二十五条の二 法第二十一条の五の四第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第二十四条第一号に掲げる通所給付決定保護者 三万七千二百円

ロ 第二十四条第二号に掲げる通所給付決定保護者 四千六百円

ハ 第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者 零

二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる者以外の者 三万七千二百円

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（ハに掲げる者を除く。） 四千六百円

ハ 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の三 法第二十一条の五の八第三項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の六第二項	前項の申請があつたときは、次	第二十一条の五の八第二項の通所

		条第一項に規定する通所支給要 否決定を行うため	当該申請	当該決定	給付決定の変更の決定のために必 要があると認めるときは
第二十一条の五の七第四項	前条第一項の申請に係る障害児 の保護者			通所給付決定保護者	
第二十一条の五の七第五項	障害児の保護者			通所給付決定保護者	
第二十一条の五の七第六項	第一項			第二十一条の五の七第一項	
第二十一条の五の七第九項	交付し			返還し	

第二十五条の四 法第二十一条の五の九第一項第四号の政令で定めるときは、通所給付決定保護者が法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負

担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者自立支援法第五条第二十四項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する通所給付決定保護者（通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び法第二十一条の五の四第二項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）（入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定

支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に受けた指定入所支援(法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)に係る法第二十四条の二第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された障害児入所給付費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者が通所給付決定保護者である場合にあっては、当該通所給付決定保護者及びその配偶者に限る。第五号において同じ。)が同一の月に受けた障害福祉サービス(障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この号において同じ。)に係る同法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び同法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等(同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。)の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等(補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る同条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額

を控除して得た額

五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た

額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

通所給付決定保護者が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第五号に掲げる額は零とする。

通所給付決定保護者（第二十四条第二号に掲げる者に限る。）が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額（当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第三号に掲げる額（当該通所給付決定保護者が支給決定障害者等（障害者自立支援法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。第一号において同じ。）である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が特定保護者負担上限月額（その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者自立支援法施行令第十七条に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該通所給付決定保護者に対して高額障害児通所給付費を支給するものとし、その

額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該通所給付決定保護者に係る第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から特定保護者負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率^{あん}（入所給付決定保護者又は支給決定障害者等である通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号から同項第三号までに掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に通所給付決定保護者按分率^{あん}を乗じて得た額

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児通所支援負担上限月額（当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者であるときは、障害児通所支援負担上限月額と当該入所給付決定保護者に係る第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額のいずれか高い額）とする。

第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する通所給付決定保護者（通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）に係る第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第三項の特定保護者負担上

限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

高額障害児通所給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十四条第一号又は第二号に掲げる者 三万七千二百円

二 第二十四条第三号に掲げる者 零

第二十五条の七 法第二十一条の五の十三第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の三第一項	第二十一条の五の七第八項	第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される第二十一条の五の七第八項
第二十一条の五の四第一項	第二十一条の五の七第七項	第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される第二十一条の

第二十一条の五の四第一項第一号	第二十一条の五の六第二項	第二十一条の五の七第二項	第二十一条の五の七第七項
前条第二項第一号	次条第一項	前条第一項	第二十一条の五の十
五の六第一項	第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される前条第二項第一号	第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される前条第一項	第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される第二十一条の五の七第七項

第二十一条の五の七第四項	前条第一項	五の十
第二十一条の五の七第十三項	第二十一条の五の三第二項第一号	第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される第二十一条の五の三第二項第一号
第二十一条の五の八第二項	前条第一項	第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される前条第一項
第二十一条の五の八第三項	第二十一条の五の五第二項	第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される第二十一条の五の五第二項
第二十一条の五の九第一項第三号	第二十一条の五の六第二項（前条第三項）	第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される第二十一条の

第二十五条の八 法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の

	第二十一条の五の十	第二十一条の五の十一第二項	
	第二十一条の五の五	第二十一条の五の三第二項	第二十一条の五の四第二項
<p>五の六第二項（第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される前条第三項</p>	<p>第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される第二十一条の五の五</p>	<p>第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される第二十一条の五の三第二項</p>	<p>第二十一条の五の十三第二項の規定により適用される第二十一条の五の四第二項</p>

九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
- 三 社会福祉法
- 四 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
- 五 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 六 介護保険法
- 七 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）
- 八 障害者自立支援法

前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
 - 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
 - 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
 - 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
 - 五 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）
 - 六 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
- 第二十五条の九 法第二十一条の五の十五第二項第六号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、障害児通所支援事業所（法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。）を管理する者とする。

第二十五条の十 法第二十一条の五の十六第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の十五第一項	障害児通所支援事業を行う者	指定障害児通所支援事業者
第二十一条の五の十五第二項	指定の申請	指定の更新の申請

第十二号

第二十五条の十一 法第二十一条の五の二十一第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定 第二十一条の五の二十一第一 項	読み替えられる字句	
	読み替えられる字句	読み替える字句
	指定障害児通所支援事業者であつた者等	指定医療機関の設置者であつた者等
	指定通所支援の事業	指定医療機関の運営

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 三 社会福祉法
- 四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

五 老人福祉法

六 社会福祉士及び介護福祉士法

七 介護保険法

八 精神保健福祉士法

九 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）

十 障害者自立支援法

前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 医師法

三 歯科医師法

四 保健師助産師看護師法

五 医療法

六 薬事法

七 薬剤師法

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十八第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円

二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月の属する年の前年（指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十七条の十三第一項第三号において同じ。）、当該指定通所支援

のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。） 一万五千元

四 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定通所支援のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る通所給付決定保護者の肢体不自由児通所医療負担上限月額、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以

下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援（肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。次号において同じ。）を行うものに限る。

）に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は、当該額とする。）

イ 前項第一号に掲げる者 三万七千二百円

ロ 前項第二号に掲げる者 二万四千六百円

ハ 前項第三号に掲げる者 一万五千円

ニ 前項第四号に掲げる者 零

二 通所給付決定保護者が同一の月に受けた法第二十一条の五の二十八第二項に規定する肢体不自由児通所医療に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は、当該額とする。）及び通所給付決定保護者が同一の月に受けた肢体不自由児通所医療に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額の合計額

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

第二十五条の十四 法第二十一条の五の三十の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

<p>健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費</p>	<p>受けることができる給付</p>
<p>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養</p>	

<p>の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費</p>	<p>労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償</p>	<p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付</p>	<p>船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償</p>	<p>災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）</p>	<p>消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定</p>
---	--	---	-----------------------------------	--	---

<p>める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）</p>	<p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）</p>	<p>水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）</p>	<p>国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養補償</p>	<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付</p>
---	--	--	---	---

<p>海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付</p>	<p>証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）の規定による療養給付</p>	<p>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費</p>	<p>国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費</p>	<p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準</p>
---	---	---	--	---

<p>を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。</p>	<p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費</p>	<p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の規定による療養補償</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定による医療の給付及び一般疾病医療費</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（</p>
--	--	--	---

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

第二十六条第一項中「（平成十七年法律第二百二十三号）」を削り、「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同条第二項を削り、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十一条の六に規定する措置のうち障害児通所支援の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な障害児通所支援を提供し、又は障害児通所支援の提供を委託して行うものとする。

第二十六条第三項中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第二十七条の二第一項各号列記以外の部分中「第二十四条の二第三項」を「第二十四条の二第二項第二号」に、「当該施設給付決定保護者」を「当該入所給付決定保護者」に、「に与える影響」を「の負担能力」に、「第二十七条の四第三項及び第四項」を「第二十七条の四第四項」に、「負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額」に、「施設給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決

定保護者をいう。以下同じ。）」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第一号中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児が指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）に通う場合を除く。））」を「入所給付決定保護者」に、「当該施設給付決定保護者」を「当該入所給付決定保護者」に、「指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）」を「指定入所支援」に、「（指定施設支援）」を「（指定入所支援）」に改め、「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」、「（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）」、「（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次号において同じ。）」及び「（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。次号において同じ。）」を削り、「第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、「（障害者自立支援法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）」及び「（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）」を削り、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、「（同法

第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十七条の十一第一項において同じ。」を削り、「同項」を「第二十七条の十三第一項」に改め、「（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）」及び「（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第三号とし、同条第二項を削る。

第二十七条の三を次のように改める。

第二十七条の三 法第二十四条の四第一項第三号の政令で定めるときは、入所給付決定保護者が法第二十四条の三第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

第二十七条の四第一項中「高額障害児施設給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）を「高額障害児入所給付費は、利用者負担世帯合算額」に、「高額障害児施設給付費算定基準額」を「高額障害児入所給付費算定基準額」に、「施設給付決定保護者按分率（施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者按分率（入所給付決定保護者」に、「に係る次に掲げる」を「に係る第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具であつて、入所給付決定（法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。）に係る障害児が使用するものに係る第二十五条の五

第一項第四号に掲げる」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「前項第三号」を「第二十五条の五第一項第五号」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「第二十七条の二第一項第二号及び第三号」を「第二十七条の二第二号」に、「第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額（当該施設給付決定保護者）」を「第二十五条の五第一項第一号に掲げる額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）」、同条第一項第二号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額（当該入所給付決定保護者）」に、「次項」を「第五項」に、「負担上限月額（）」を「特定保護者負担上限月額（）」に、「第十七条第一項」を「第十七条」に、「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同項第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「第一項第一号及び第二号」を「第二十五条の五第一項第一号から第三号まで」に、「負担上限月額」を「特定保護者負担上限月額」に改め、「障害児保護者按分率（^{あん}）」の下に「通所給付決定保護者又は」を加え、「同項第一号」を「同項第二号」に、「同号及び同項第二号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同項第二号中「高額障害児施設給付

費算定基準額」を「高額障害児入所給付費算定基準額」に、「施設給付決定保護者按分率^{あん}」を「入所給付決定保護者按分率^{あん}」に改め、同条第四項中「前項第二号」を「第三項第二号」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「第一項第一号及び第二号」を「第二十五条の五第一項第一号から第三号まで」に、「負担上限月額」を「第三項の特定保護者負担上限月額」に改め、同条第五項中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児入所支援負担上限月額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者であるときは、障害児入所支援負担上限月額と当該通所給付決定保護者に係る障害児通所支援負担上限月額のいずれか高い額）とする。

第二十七条の五中「高額障害児施設給付費算定基準額」を「高額障害児入所給付費算定基準額」に改め、同条第一号中「第二十七条の二第一項第一号から第三号まで」を「第二十七条の二第一号又は第二号」に改め、同条第二号中「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二第三号」に改める。

第二十七条の六第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下この条において同じ。）」に、「施設給付決定保護者」

を「入所給付決定保護者」に改め、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同条第三項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第二十七条の七の表第二十四条の三第七項の項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同表第二十四条の三第八項の項中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「特定費用」を「入所特定費用」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同表第二十四条の三第十項の項中「前条第二項」を「前条第二項第一号」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改める。

第二十七条の八を次のように改める。

第二十七条の八 法第二十四条の九第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の十五第二項	前項	第二十四条の九第一項の指定障害児入所施設に係る第二十四条の二

第二十一条の五の十五第二項			第二十一条の五の十五第二項	第二号	第二十一条の五の十五第二項 第二号	
第二十一条の五の二十三第一項	障害児通所支援事業	指定通所支援の事業の設備及び 運営に関する基準	第二十一条の五の十八第二項	第二十一条の五の十八第一項	障害児通所支援事業所	次の各号（医療型児童発達支援 に係る指定の申請にあつては、 第七号を除く。）
第二十四条の十七の	障害児入所施設	指定障害児入所施設等の設備及び 運営に関する基準	第二十四条の十二第二項	第二十四条の十二第一項	障害児入所施設（第四十二条に規 定する障害児入所施設をいう。以 下この項において同じ。）	第一項の指定 第一号から第六号まで又は第八号 から第十四号まで

第二十一条の五の十五第二項	第九号 第二十一条の五の十五第二項				第六号			
第二十一条の五の二十一第一項	当該届出	当該事業の廃止	規定による事業の廃止の届出	第二十一条の五の二十三第一項	当該指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援事業所	の
第二十四条の十五第一項	当該辞退	当該指定の辞退	定の辞退	第二十四条の十七	当該指定障害児入所施設の設置者	いて同じ。)の 入所施設をいう。以下この号にお の二第一項に規定する指定障害児	障害児入所施設	

第十号	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出	当該事業の廃止	当該届出	第二十一条の五の十九第二項	事業の廃止の届出	当該事業の廃止について	当該届出	第二十一条の五の十五第二項
									第二十四条の十七
第十一号	第二十一条の五の十九第二項	第二十四条の十四の規定による指定の辞退	当該指定の辞退	当該辞退	第二十四条の十四	指定の辞退	当該指定の辞退について	当該辞退	第二十一条の五の十五第二項
									第二十四条の十四
第十二号	第二十一条の五の十五第二項	障害児通所支援	障害児入所支援	当該届出	当該辞退	障害児通所支援	障害児入所支援	当該届出	第二十一条の五の十五第二項
									第二十一条の五の十五第二項

第二十七条の十二中「次の」を「第二十五条の十四の」に、「同条の」を「法第二十四条の二十二の」に改め、同条の表を削り、同条を第二十七条の十四とする。

第二十七条の十一第一項中「第二十四条の二十第二項第一号ただし書に規定する当該施設給付決定保護者」を「第二十四条の二十第二項第一号に規定する当該入所給付決定保護者」に、「に与える影響」を「の負担能力」に改め、「及び第五十条の八」を削り、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同項第三号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、「(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)」を削り、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第四号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第二項中「施設給付決定保護者の」を「入所給付決定保護者の」に、「施設給付決定保護者(支給決定に係る障害児が指定期の障害児施設等に通う場合を除く。以下この条において同じ。)」の障害児施設医療負担上限月額」を「入所給付決定保護者の障害児入所医療負担上限月額」に改め、同項第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援(障害児施設医療)」を「指定入所支援(障害児入所医療)」に改め、第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額の合計額に九十分の百(法第二

十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額」を「第二十四条の二第二項第一号に掲げる額」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十七条の十三とする。

第二十七条の十第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同項第四号中「（昭和三十五年法律第三十七号）」を削り、同項第九号中「（平成十六年法律第百六十七号）」を削り、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。）」に改め、同項第一号中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、同条を第二十七条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条の十二 法第二十四条の十九の二の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の二十五第一	第二十一条の五の十七第三項	第二十四条の十一第三項

<p>項</p> <p>第二十一条の五の二十五第二</p>			<p>項</p> <p>第二十一条の五の二十五第四</p>
<p>指定障害児通所支援事業者</p>		<p>指定障害児通所支援事業者</p>	<p>指定障害児通所支援事業者</p>
<p>指定障害児入所施設（第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下この条から第二十一条の五の二十七までにおいて同じ。）の設置者</p>		<p>指定障害児入所施設の設置者</p>	<p>指定障害児入所施設の設置者</p>

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	項	障害児通所支援事業所	障害児入所施設
			指定通所支援	指定入所支援（第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）	
第二十一条の五の二十六第二項及び第三項	指定障害児通所支援事業者	指定障害児入所施設	第二十一条の五の二十六第五項	第二十一条の五の二十一第二項	第二十四条の十五第二項において準用する第二十一条の五の二十一第二項
			第二十一条の五の二十七第一項及び第五項	指定障害児通所支援事業者	指定障害児入所施設の設置者

第二十七条の九の表を次のように改める。

第二十四条の九第一項	障害児入所施設	指定障害児入所施設
第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項	前項 次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定の更新 第一号から第六号まで又は第八号から第十四号まで
第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第二号	障害児通所支援事業所	障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下この項において同じ。）
第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の	第二十一条の五の十八第一項 第二十一条の五の十八第二項 指定通所支援の事業の設備及び	第二十四条の十二第一項 第二十四条の十二第二項 指定障害児入所施設等の設備及び

<p>第十五第二項第三号</p>	<p>運営に関する基準</p>	<p>運営に関する基準</p>
<p>第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第六号</p>	<p>障害児通所支援事業</p> <p>第二十一条の五の二十三第一項の</p> <p>障害児通所支援事業所</p> <p>指定障害児通所支援事業者の</p>	<p>障害児入所施設</p> <p>指定障害児入所施設（第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下この号において同じ。）の</p> <p>当該指定障害児入所施設の設置者</p>
<p>第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第九号</p>	<p>第二十一条の五の二十三第一項</p> <p>第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出</p>	<p>第二十四条の十七</p> <p>第二十四条の十四の規定による指 定の辞退</p>

	当該事業の廃止 当該届出	当該指定の辞退
第二十四条の九第二項において 準用する第二十一条の五の 十五第二項第十号	第二十一条の五の二十一第一項 第二十一条の五の二十三第一項 第二十一条の五の十九第二項 事業の廃止の届出 当該事業の廃止 当該届出	第二十四条の十五第一項 第二十四条の十七 第二十四条の十四 指定の辞退 当該指定の辞退 当該辞退
第二十四条の九第二項において 準用する第二十一条の五の 十五第二項第十号	第二十一条の五の十九第二項 事業の廃止の届出 当該事業の廃止について 当該届出	第二十四条の十四 指定の辞退 当該指定の辞退について 当該辞退
第二十四条の九第二項において	指定の申請	指定の更新の申請

て準用する第二十一条の五の 十五第二項第十二号	障害児通所支援	障害児入所支援
----------------------------	---------	---------

第二十七条の九を第二十七条の十とし、第二十七条の八の次に次の一条を加える。

第二十七条の九 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項第六号の政令で定める使用人は、障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）を管理する者とする。

第二十八条の前に次の六条を加える。

第二十七条の十五 法第二十四条の二十四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の二第一項	次条第六項	第二十四条の二十四第二項の規定により適用される次条第六項
	次条第四項	第二十四条の二十四第二項の規定により適用される次条第四項

第二十四条の三第一項	前条第一項	第二十四条の二十四第二項の規定により適用される前条第一項
第二十四条の三第十項	前条第二項第一号	第二十四条の二十四第二項の規定により適用される前条第二項第一号
第二十四条の五	第二十四条の二第二項	第二十四条の二十四第二項の規定により適用される第二十四条の二第二項
第二十四条の七第二項	第二十四条の三第七項	第二十四条の二十四第二項の規定により適用される第二十四条の三第七項
第二十四条の二十第二項第一号	食事療養	生活療養（健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養

第二十七条の十六 法第二十四条の二十八第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十四条の二十第二項第二号	食事療養	をいう。以下この項において同じ。)
	第八十五条第二項	
	食事療養標準負担額	
生活療養標準負担額	第八十五条の二第二項)
	第八十五条の二第二項	
	生活療養標準負担額	

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二十一条の五の十五第二項	市町村長は 第二十四条の二十八第一項
第二十一条の五の十五第二項	都道府県知事は 前項	第一号から第三号まで、第五号から第十号まで、第十二号又は第十三号
	次の各号（医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）	障害児相談支援事業所（第二十四
障害児通所支援事業所	障害児相談支援事業所（第二十四	三号

<p>第二号</p>	<p>第二十一条の五の十八第一項の 都道府県の条例</p>	<p>条の二十八第一項に規定する障害 児相談支援事業所をいう。以下こ の項において同じ。）</p>
<p>第二十一条の五の十五第二項 第三号</p>	<p>第二十一条の五の十八第二項の 都道府県の条例で定める指定通 所支援の事業の設備及び運営に 関する基準</p>	<p>第二十四条の三十一第二項の厚生 労働省令で定める指定障害児相談 支援の事業の運営に関する基準</p>
<p>第二十一条の五の十五第二項 第六号</p>	<p>障害児通所支援事業 の 第二十一条の五の二十三第一項</p>	<p>障害児相談支援事業 第二十四条の三十六の</p>
<p>障害児通所支援事業所</p>	<p>障害児相談支援事業所</p>	

	第二十一条の五の十九第二項	第二十四条の三十二第二項
第二十一条の五の十五第二項 第十二号	障害児通所支援	障害児相談支援
第二十一条の五の十五第二項 第十三号	第四号から第六号まで又は第九号から前号まで	第五号、第六号、第九号、第十号 又は前号

第二十七条の十七 法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項第六号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所（法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。第二十七条の二十において同じ。）を管理する者とする。

第二十七条の十八 法第二十四条の二十九第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の二十八第一項	総合的に障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援	指定障害児相談支援事業者
	を行う者として厚生労働省令で	

	第二十四条の二十八第二項に おいて準用する第二十一条の 五の十五第二項			第二十四条の二十八第二項に おいて準用する第二十一条の 五の十五第二項第二号
定める基準に該当する者	都道府県知事は	前項	次の各号（医療型児童発達支援 に係る指定の申請にあつては、 第七号を除く。）	障害児通所支援事業所
市町村長は	第二十四条の二十九第四項におい て準用する第二十四条の二十八第 一項	第一号から第三号まで、第五号か ら第十号まで、第十二号又は第十 三号	障害児相談支援事業所（第二十四 条の二十八第一項に規定する障害 児相談支援事業所をいう。以下こ の項において同じ。）	第二十一条の五の十八第一項の 第二十四条の三十一第一項の厚生

	<p>第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第三号</p>	<p>第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第六号</p>	<p>都道府県の条例</p>	<p>第二十一条の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準</p> <p>障害児通所支援事業</p>	<p>第二十一条の五の二十三第一項の</p> <p>障害児通所支援事業所</p> <p>指定障害児通所支援事業者の</p>	<p>労働省令</p>	<p>第二十四条の三十一第二項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準</p> <p>障害児相談支援事業</p>	<p>第二十四条の三十六の</p> <p>障害児相談支援事業所</p> <p>指定障害児相談支援事業者（第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下この項において同じ</p>
--	---	---	----------------	---	---	-------------	--	---

第二十四条の二十八第二項に	第二十四条の二十八第二項に おいて準用する第二十一条の 五の十五第二項第十号		第二十四条の二十八第二項に おいて準用する第二十一条の 五の十五第二項第九号		第二十四条の二十八第二項に おいて準用する第二十一条の 五の十五第二項第七号		第二十四条の二十八第二項に おいて準用する第二十一条の 五の十五第二項第七号		当該指定障害児通所支援事業者	。の
	都道府県知事	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十一第一項	第二十一条の五の十九第二項	第二十一条の五の二十三第一項	指定障害児通所支援事業者	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十三第一項		
指定の申請	第二十一条の五の十九第二項	都道府県知事	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十一第一項	第二十一条の五の十九第二項	指定障害児通所支援事業者	第二十一条の五の二十三第一項	第二十一条の五の二十三第一項	当該指定障害児通所支援事業者	。の
指定の更新の申請	第二十四条の三十二第二項	市町村長	第二十四条の三十六	第二十四条の三十四第一項	第二十四条の三十二第二項	指定障害児相談支援事業者	第二十四条の三十六	第二十四条の三十六	当該指定障害児相談支援事業者	。の

<p>において準用する第二十一条の五の十五第二項第十二号</p>	<p>障害児通所支援</p>	<p>障害児相談支援</p>
<p>第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第二項第十三号</p>	<p>第四号から第六号まで又は第九号から前号まで</p>	<p>第五号、第六号、第九号、第十号又は前号</p>

第二十七条の十九 指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）に係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 三 社会福祉法
- 四 知的障害者福祉法
- 五 老人福祉法

六 社会福祉士及び介護福祉士法

七 介護保険法

八 精神保健福祉士法

九 発達障害者支援法

十 障害者自立支援法

第二十七条の二十 法第二十四条の三十六第十一号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所を管理する者とする。

第二十九条中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

第三十五条中「第三十四条の十九第一項第三号」を「第三十四条の二十第一項第三号」に改める。

第四十二条第三号中「第五十一条第二号若しくは第四号」を「第五十一条第三号若しくは第五号」に改め、同条第三号の二中「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費」を「障害児入所給付費、高額障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第四号中「肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「第四十三条の三又は第四十三条の四」を「

第四十二条第二号又は第四十三条第二号」に改め、同条第七号中「第五十一条第一号」を「第五十一条第二号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 法第五十一条第一号に掲げる費用については、障害児通所給付費、特定障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

第四十二条に次の一号を加える。

九 法第五十一条第六号に掲げる費用については、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

第四十二条の二第一項中「第五十一条第四号」を「第五十一条第五号」に改め、同条第二項中「第五十一条第二号若しくは第四号」を「第五十一条第三号若しくは第五号」に、「第五十一条第四号」を「第五十一条第五号」に改める。

第四十五条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第四十五条の三第一項中「登録等」の下に、「法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に對する必要な援助、法第二十一条の五の二十第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第二節第三款（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等」を加え、「児童自立生活援助事業」を「法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等」（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、「児童自立生活援助事業」に、「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に、「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に、「第三十四条の十三」を「第三十四条の十四」に、「第三十四条の十六」を「第三十四条の十七」に改め、「検査」の下に「法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決」を、「支援」の下に「法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等」を加え、同条第八項中「第三十四条の三」を「第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四」に、「第三十四条の四第一項及び第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項及び第三十四条の六」に、「第五十一条第二号」を「第五十一条第三号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に改め、同条第九項中「第三十四条の四

第一項の規定による」を「第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、」に、「第三十四条の五の規定による」を「第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、」に、「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に、「第三十四条の十六第一項」を「第三十四条の十七第一項」に改める。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 審査請求

第四十四条の三 法第五十六条の五の五第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
障害者自立支援法第九十七条 第二項	前項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
障害者自立支援法第九十八条 第一項	前条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
	障害者介護給付費等不服審査会	障害児通所給付費等不服審査会

<p>障害者自立支援法第九十八条 第三項</p>	<p>介護給付費等又は地域相談支援 給付費等</p>	<p>児童福祉法第二十一条の五の五第 一項に規定する障害児通所給付費 等</p>
<p>障害者自立支援法第五十五条</p>	<p>第九十七条第一項</p>	<p>児童福祉法第五十六条の五の五第 一項</p>

第四十四条の四 障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第九十八条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の法第二十一条の五の三第一項に規定する障害児通所給付費又は法第二十一条の五の四第一項に規定する特例障害児通所給付費に係る処分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十四条の六第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

第四十四条の五 不服審査会は、会長が招集する。

不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第四十四条の六 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもつて構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。

合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。

合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。

合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

合議体の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもつて不服審査会の議決とする。

第四十四条の七 法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第百二条の規定による

通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十七条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

第四十四条の八 都道府県が法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法第一百三十七条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

第五十条の二から第五十条の三までを削り、第五十条の四を第五十条の二とし、第五十条の五を第五十条の三とし、第五十条の六から第五十条の八までを削る。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第三条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七條の二第一項第三号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第二十二項」を

「同条第二十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第七百七十四條の二十六第一項中「登録等」の下に「、同法第二十一條の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一條の五の二十第一項（同法第二十四條の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四條の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等」を加え、「第六條の二第一項」を「第三十四條の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）」、同法第六條の三第一項」に、「同法第六條の二第八項」を「同條第八項」に、「第三十四條の四」を「第三十四條の五」に、「第三十四條の五」を「第三十四條の六」に、「第六條の二第七項」を「第六條の三第七項」に、「第三十四條の十三」を「第三十四條の十四」に、「第六條の二第九項」を「第六條の三第九項」に、「第三十四條の十六」を「第三十四條の十七」に改め、「検査」の下に「、同法第五十六條の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決」を、「支援」の下に「、同法第五十七條の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る

同法第五十七条の三の三の規定による質問等」を加え、同条第七項中「第三十四条の三」を「第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四」に、「第三十四条の四第一項及び第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項及び第三十四条の六」に、「第五十一条第二号」を「第五十一条第三号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に改め、同条第八項中「第三十四条の四第一項の規定による」を「第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、」に、「第三十四条の五の規定による」を「第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、」に、「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に、「第三十四条の十六第一項」を「第三十四条の十七第一項」に改める。

第七百七十四条の二十八第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第七百七十四条の三十の三第一項中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第七百七十四条の三十二第一項中「及び第三節」を「、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節」に、「第七十四条第二項」を「第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第三項中「に係

る自立支援給付対象サービス等」との下に、「同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」とを加え、「同法第八十一条第一項」を「同法第八十条第一項及び第二項第一号中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第二項第二号中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（都道府県が設置するものを除く。）」と、同項第三号及び第四号中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が

設置するものを除く。」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項」に改め、「第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と」の下に「、同法第八十四条第一項及び第二項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。）」と」を加え、「第四十条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。

第七百七十四条の三十六第一項中「設置」の下に「、同法第十九条の十一の規定による精神科救急医療の確保」を加え、同条第五項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条並びに」を削る。

第七百七十四条の四十九の二第一項第一号中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同項中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号を第二十五号とし、第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を削り、第二十号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 児童福祉法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する事務

第七百七十四条の四十九の二第一項中第十九号を第二十一号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「第六条の二第九項」を「第六条の三第九項」に、「第三十四条の十六」を「第三十四条の十七」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号中「第六条の二第七項」を「第六条

の三第七項」に、「第三十四条の十三」を「第三十四条の十四」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第六条の二第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る同法第三十四条の三」を「第三十四条の三及び第三十四条の四」に、「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に、「及び同法第三十四条の五」を「並びに同法第三十四条の六」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第二章第六節」を「第二章第七節」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号中「第五十七条の二」を「(第三款を除く。)及び第五十七条の二」に改め、「及び第六十三条の三の二」を削り、「障害児施設給付費等の支給」を「障害児入所給付費等の支給等」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 児童福祉法第二章第二節第一款及び第二款の規定による同法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務

十 児童福祉法第二章第二節第三款(同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等に関する事務

第七百七十四条の四十九の二第二項中「第五十一条第二号」を「第五十一条第三号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に改め、同条第三項中「第三十四条の四第一項の規定による」を「第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、」に、「第三十四条の五の規定による」を「第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、」に改める。

第七百七十四条の四十九の七第一項中「次に掲げる事務を」を「中核市が経営する社会福祉事業に係る同法第七十条の規定による検査及び調査に関する事務を」に、「次に掲げる事務に」を「前段括弧内に掲げる事務に」に改め、同項各号を削る。

第七百七十四条の四十九の十二第一項中「及び第三節」を「、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節」に、「第七十四条第二項」を「第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改め、同条第二項中「第十二条中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と」の下に「、同法第三十六条第一項（同法

第四十一条第四項において準用する場合を含む。」中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第五十条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」とを加え、「同法第八十条第一項」を「同法第八十条第一項及び第二項第一号中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第二項第二号中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（都道府県が設置するものを除く。）」と、同項第三号及び第四号中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いずれも都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項」に改め、「

第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」との下に「、同法第八十四条第一項及び第二項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。）」と」を加え、「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改める。

（予防接種法施行令の一部改正）

第五条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項及び第十三条第三項中「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第六条 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第九条第二項中「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

第十八条中「同条第十項」を「同条第九項」に改める。

第十九条中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条

第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第二十条中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

第二十一条中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

(公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改める。

一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項

二 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）第六十四条第一項及び第三百三条第一項の表第六十四条第一項の項

(地方税法施行令の一部改正)

第八条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第七条の十五の八第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第三十六条の八第二項第一号中「第四十三条の五」を「第四十三条の二」に改め、同項第二号中「知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「障害児入所施設及び同法第四十三条に規定する児童発達支援センター」に改める。

第三十六条の十第二項第六号中「第二条第三項第二号に掲げる」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加え、「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

第四十九条の十二第二項第一号中「第四十三条の五」を「第四十三条の二」に改め、同項第二号中「知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「障害児入所施設及び同法第四十三条に規定する児童発達支援センター」に改める。

第四十九条の十五第二項第十号中「第二条第三項第二号に掲げる」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加え、「相談支援事業」を「一般相談支援事業及び特定相談支援事業」に改める。

第五十六条の十七第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第五十六条の二十六の三中「知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設、同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設、同法第四十三条の五」を「障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十三条の二」に改める。

第五十六条の二十六の五中「同項第二号に掲げる」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加える。

(国有財産特別措置法施行令の一部改正)

第九条 国有財産特別措置法施行令(昭和二十七年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改め、同条第三項第三号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

(地方公営企業法施行令の一部改正)

第十条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正）

第十一条 次に掲げる政令の規定中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）

第七条の二第一項第二号

二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）第四条

条の二第一項第二号

三 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条の

二第一項第二号

四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政

令第二百八十三号) 第六条の二第一項第二号

五 証人等の被害についての給付に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十七号) 第五条の二第一項第二号

(関税定率法施行令の一部改正)

第十二条 関税定率法施行令(昭和二十九年政令第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「第二条第二項第三号の二若しくは第四号」を「第二条第二項第四号」に改める。

(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「第五条第二十項」を「第五条第二十四項」に改める。

(駐車場法施行令の一部改正)

第十四条 駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設」を「児童発達支援センター」

に、「さく」を「柵」に改め、同号へ中「縦断勾配」を「縦断勾配」に改め、同項第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第五号イ中「駒止め」を「駒止め」に改める。

(国家公務員宿舎法施行令の一部改正)

第十五条 国家公務員宿舎法施行令(昭和三十二年政令第三百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ハ及び第九条第一号ニ中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第十六条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第三百三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「同条第十項」を「同条第九項」に改める。

第三条中「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五

項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第四条中「第五条第十項」を「第五条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

(消防法施行令の一部改正)

第十七条 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一(六)の項口中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「第五条第九項」を「第五条第八項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項ハ中「知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）」を「児童発達支援センター」に改め、「小規模多機能型居宅介護事業を行う施設」の下に「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）」を加え、「第五条第七項から第九項まで、第十一項」を「第五条第七項、第八項、第十項」に、「第十四項から第十七項まで」を「第十三項から第十六項まで」に改め、「、児童デイサービス」を削る。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）

第十八条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号を削る。

第二条中「児童デイサービス、」を削る。

(豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十九条 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令(昭和四十年政令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に、「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同条第三号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改

め、同条第四号中「、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を削る。

（著作権法施行令の一部改正）

第二十一条 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「知的障害児施設及び盲ろうあ児施設」を「障害児入所施設及び児童発達支援センター」に改め、同号チ中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に、「知的障害児通園施設、同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「児童発達支援センター」に改め、同条第九号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十

四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十三条 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十四条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改め、同条第五号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正）

第二十五条 次に掲げる政令の規定中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改める。

一 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四号及び第五号中「この項」の下に「及び次項」を加え、同条第十号中「第二十四条第三項」の下に「第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項」を、「この項」の下に「及び次項」を加え、同条第十四号中「第二十七条の二第一項」を「第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の十三第一

項、第二十七条の二及び第二十七条の十三第一項」に改め、同条第二十三号中「第十七条第一項、第三十条第一項」を「第十七条、第十九条、第三十五条」に改める。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「生活介護」の下に「、短期入所」を、「児童自立支援施設を除く。」の下に「、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設」を加える。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第二十八条 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十四項」に、「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四

項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第四号の三中「第五条第十八項」を「第五条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十九条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の二第二項」を「第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同条第六項に規定する障害児相談支援事業、同法第六条の三第二項」に改め、同条第六号中「、児童デイサービス」を削り、「同条第十八項」を「同条第十七項」に、「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改める。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第三十条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成

二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「同条第五項」を「同法第六十二条の三」に改める。

（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三十一条 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年

政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五条第三項中「第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設」を「第四十二条第

二号に規定する医療型障害児入所施設」に改める。

（地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十二条 地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十

二年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行令第七条の十五を同令第七条の十五の二とし、同条の次に六条を加える改正

規定（第七条の十五の七第一号に係る部分に限る。）中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第三十三条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第三十四条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「口蹄疫特例措置対象施設給付決定保護者」を「口蹄疫特例措置対象入所給付決定保護

者」に、「第二十七条の十一第一項に」を「第二十七条の十三第一項に」に、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に、「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二第三号」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「第二十七条の十一第一項第三号」を「第二十七条の十三第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「施設給付決定保護者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について

の所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）を「入所給付決定保護者であつて、特例対象期間に手当金等」に、「障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者（第三条第一項及び第三項において「特定支給決定障害者」という。）を「特定支給決定障害者」に、「口蹄疫特例措置対象施設給付決定保護者」を「口蹄疫特例措置対象入所給付決定保護者」に、「（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の二第一項」を「第二十七条の二」に、「負担上限月額」を「障害児入所支援負担上限月額」に、「高額障害児施設給付費算定基準額」を「高額障害児入所給付費算定基

金等」という。)の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者(以下「特定支給決定障害者」という。)にあつては、その配偶者に限る。))が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。))を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者(次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」という。)に係る児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第二号中「指定通所支援(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。))のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援(法第二十一条の五の

三第一項に規定する指定通所支援をいう。」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2 口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十五条の十三第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでの規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同令第二十五条の十三第一項第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年の前年（指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

第三条第一項中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に、「第十七条第一項」を「第十七条」に、「第二十条第一項の高額障害福祉サービス費算定基準額」を「第四十三条の五第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額」に、「第二十一条」を「第四十三条の六」に、「同項第二号イ」を「同令第十七条第二号イ」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に、「同項及び」を「同条及び」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に、「同項の」を「同条の」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に改め、同条第三項中「第五十八条第三項第一号ただし書」を「第五十八条第三項第一号」に改め、「（第三項において「指定療養介護医療」という。）」及び「（同号口に規定する基準該当施設をいう。）」を削り、「基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。第三項において同じ。）」を「法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療」に改める。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とする。

附則第四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条を附則第三条とする。

(津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正)

第三十五条 津波防災地域づくりに関する法律施行令(平成二十三年政令第 号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「、児童デイサービス」を削り、「児童遊園を除く。」の下に「、障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設」を加える。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第三十六条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百九条中第十五号を第十七号とし、第十一号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「(平成十七年法律第百二十三号)」を削り、同号を同条第十二号とし、同条中第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

七 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の規定による業務管理体制の整備に関する監督

に関すること。

第四百四十五条第一項第一号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

第二章 経過措置

(指定の更新に関する経過措置)

第三十七条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)第二条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十一条第一項の指定の更新の申請であつて、この政令の施行の際、指定の更新がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

第三十八条 施行日前に行われた整備法第四条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の十第一項の指定の更新の申請であつて、この政令の施行の際、指定の更新がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

(旧法指定障害福祉サービス事業者に関する経過措置)

第三十九条 整備法附則第二十二條第一項の規定により整備法第五條の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「旧法指定障害福祉サービス事業者」という。）であつて、施行日前に整備法第三條の規定による改正前の障害者自立支援法（以下「旧自立支援法」という。）第五十條第一項各号のいずれかに該当するに至つたものについては、新児童福祉法第二十一條の五の二十三第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同條の規定を適用する。

2 施行日前に旧法指定障害福祉サービス事業者に対してなされた旧自立支援法第四十八條第一項の規定による報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は出頭の求め（当該報告若しくは提出若しくは提示の期限又は出頭の期日が施行日以後に到来するものに限る。）は、新児童福祉法第二十一條の五の二十一第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ずる処分又は出頭を求める処分とみなす。

3 旧法指定障害福祉サービス事業者が、施行日前に行った旧自立支援法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービスについて、施行日以後に旧自立支援法第二十八條第一項に規定する介護給付費又は特例

介護給付費の請求を行った場合において、当該請求に関し不正があつたときは、新児童福祉法第二十一条の五の二十三第一項第五号に該当したものとみなして、当該旧法指定障害福祉サービス事業者について、同条の規定を適用する。

(旧法指定知的障害児施設等の設置者に関する経過措置)

第四十条 整備法附則第二十二条第二項又は第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者(以下この条において「旧法指定知的障害児施設等の設置者」という。

)であつて、施行日前に整備法第五条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。

)第二十四条の十七各号のいずれかに該当するに至つたものについては、新児童福祉法第二十一条の五の二十三第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

2 施行日前に旧法指定知的障害児施設等の設置者に対してなされた旧児童福祉法第二十四条の十五第一項の規定による報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は出頭の求め(当該報告若しくは提出若しくは提示の期限又は出頭の期日が施行日以後に到来するものに限る。)は、新児童福祉法第二十一条の五の二十一第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命

ずる処分又は出頭を求める処分とみなす。

3 旧法指定知的障害児施設等の設置者が、施行日前に行った旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援について、施行日以後に旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設給付費、旧児童福祉法第二十四条の七第一項に規定する特定入所障害児食費等給付費又は旧児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療費の請求を行った場合において、当該請求に関し不正があったときは、新児童福祉法第二十一条の五の二十三第一項第五号に該当したものとみなして、当該旧法指定知的障害児施設等の設置者について、同条の規定を適用する。

（整備法附則第二十三条の規定により通所給付決定を受けたものとみなされた者に関する経過措置）

第四十一条 整備法の施行の際現に旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、新児童福祉法第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

2 整備法の施行の際現に旧自立支援法第三十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する旧自立支援

法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている旧自立支援法第三十一条の二第一項に規定する児童でイサービス利用障害児であつて、満二十歳未満であるものについては、施行日に、新児童福祉法第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

3 整備法の施行の際現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている障害児の保護者については、施行日に、新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援に係る新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

（整備法附則第三十二条第一項の規定により障害児通所支援等を受けているものとみなされる者に関する経過措置）

第四十二条 整備法の施行の際現に旧児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による都道府県の措置を受けて旧児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲

ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）又は旧児童福祉法四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）から旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、施行日に、新児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置を受けて、新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援を受けているものとみなす。

2 整備法の施行の際現に旧児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による都道府県の措置を受けて旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設から旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、施行日に、新児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による都道府県の措置を受けて、新児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援を受けているものとみなす。

3 整備法の施行の際現に旧児童福祉法第三十一条第二項の規定による都道府県の措置を受けて旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設（国の設置するものを除く。）又は旧児童福祉法第四十三条の二

に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）から旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、施行日に、新児童福祉法第三十一条第二項の規定による都道府県の措置を受けて、新児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援を受けているものとみなす。

4 整備法の施行の際現に旧児童福祉法第三十一条第三項の規定による都道府県の措置を受けて旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）又は旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設から旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、施行日に、新児童福祉法第三十一条第三項の規定による都道府県の措置を受けて、新児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援を受けているものとみなす。

5 整備法の施行の際現に旧児童福祉法第六十三条の二第一項の規定による都道府県の措置を受けて旧児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設（国の設置するものを除く。）から旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、施行日に、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項の規定による市町村の措置を受けて、整備法第三条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下「新自立支援法」という。）第五条第十一项に規定する施設入所支援を受けているものと

みなす。

6 整備法の施行の際現に旧児童福祉法第六十三条の二第二項の規定による都道府県の措置を受けて旧児童福祉法四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）から旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、施行日に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項の規定による市町村の措置を受けて、新自立支援法第五条第七項に規定する生活介護を受けているものとみなす。

7 整備法の施行の際現に旧児童福祉法第六十三条の二第二項の規定による都道府県の措置を受けて旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）から旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、施行日に、身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による市町村の措置を受けて、新自立支援法第五条第十一項に規定する施設入所支援を受けているものとみなす。

8 整備法の施行の際現に旧児童福祉法第六十三条の三第一項の規定による都道府県の措置を受けて旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設から旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設

設支援を受けている者は、施行日に、身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による市町村の措置を受けて、新自立支援法第五条第六項に規定する療養介護を受けているものとみなす。

(旧法届出者に関する経過措置)

第四十三条 施行日前に整備法附則第三十三条第一項の規定により新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなされた者(次項において「旧法届出者」という。)に対してなされた旧自立支援法第八十一条第一項の規定による報告の命令(当該報告の期限が施行日以後に到来するものに限る。)は、新児童福祉法第三十四条の五第一項の規定により報告を求める処分とみなす。

2 施行日前に旧法届出者に対してなされた旧自立支援法第八十二条第一項の規定による事業の制限又は停止の命令(当該制限又は停止の期間が施行日において満了していないものに限る。)は、新児童福祉法第三十四条の六の規定により事業の制限又は停止を命ずる処分とみなす。

(旧法届出者等に関する経過措置)

第四十四条 施行日前に整備法附則第三十三条第二項の規定により新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなされた者(次項において「旧法届出者等」という。)に対してなされた旧

児童福祉法第四十六条第一項の規定による報告の命令（当該報告の期限が施行日以後に到来するものに限る。）は、新児童福祉法第三十四条の五第一項の規定により報告を求める処分とみなす。

2 施行日前に旧法届出者等に対してなされた旧児童福祉法第四十六条第四項の規定による事業の停止の命令（当該停止の期間が施行日において満了していないものに限る。）は、新児童福祉法第三十四条の六の規定により事業の停止を命ずる処分とみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第四条の規定の施行前に旧自立支援法の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は同条の規定の施行の際現に旧自立支援法の規定によりされている指定の申請及び辞退の届出（以下この項において「申請等の行為」という。）で、同条の規定の施行の

日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における新自立支援法の適用については、新自立支援法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第四条の規定の施行前に旧自立支援法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新自立支援法の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新自立支援法の規定を適用する。

（駐車場法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の際現に設置されている路外駐車場又は現に新設工事中の路外駐車場については、第十四条の規定による改正後の駐車場法施行令第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この政令の施行後自動車の出口又は入口の位置を変更する路外駐車場の当該自動車の出口又は入口については、この限りでない。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（旧自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係るものに限る。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（旧自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち児童デイサービスを行う事業に係るものに限る。）は、新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業に係る退職手当共済契約とみなす。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項の規定により地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第二十九条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第六号に掲げる障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行う事業に限る。）又は相談支援事業の用に供する施設を整備するものについては、施行日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第二十九条の規定による改正後の同令第二条第一号又は第六号に掲げる施設を整備するものとみなす。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 旧自立支援法第七十九条第二項の規定により設置された障害福祉サービス（旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに限る。）の事業の用に供する施設であつて、整備法附則第二十二条第一項の規定により新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課

後等デイサービスに係る新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者の設置するものについては、第三十三条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第三条の規定は、なおその効力を有する。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第七条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第七号及び第四項中「第四十三条の四」を「第四十三条の七」に改める。

理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法施行令において障害福祉サービスの負担上限月額、高額障害福祉サービス等給付費の算定方法を定める等関係政令の整備等を行うとともに、必要な経過措置を定める必要があるからである。